

# 募集 地域の福祉活動にご活用ください 令和3年度 歳末たすけあい募金 地域福祉活動補助金

## ■補助金事業の概要

「より安心して心豊かに暮らせる地域づくり」に向け、市民が自主的に取り組む地域福祉活動に対し、かかる経費の一部を補助します。財源は、市民のみなさんから寄せいただいた歳末たすけあい募金です。

対象団体や審査基準など、詳細は募集要項をご確認ください。また、例年行っている説明会は、予約制の個別説明会とします。コロナ感染防止のためご協力をお願いします。

## ■募集要項及び申請書配布

2月1日(月)から社協事務局及び中央町地区センターで配布。社協ホームページからダウンロードも可。

※緊急事態宣言の期間は窓口配布は中止。郵送で配布します。

## ■応募の期間と方法

2月1日(月)～3月10日(水)まで、社協事務局宛に郵送。

※期日を過ぎたものは、一切受け付けません。

## ■個別説明会 ※予約制

期間：2月8日(月)～26日(金)  
平日午前9時～正午、午後1時～4時

場所：社協会議室(予定)  
予約：下記電話、もしくはファクス

### 【1】ボランティアグループ・団体、特定非営利活動法人等対象

- 【対象事業】
- 地域福祉活動を推進するにあたって必要な
    - ①学習会、研修会、講演会の開催
    - ②必要な器具や器材の開発・購入
    - ③地域福祉推進のための先駆的・モデル的活動
- 【対象団体】
- 社協会員(年額1,000円以上)であり、活動の拠点が市内にあること
  - 原則として所属しているメンバーが10名以上で構成されること  
※実行委員会等による活動は5団体以上
  - 公的制度の活動ではなく、市民や民間主導で進められる活動を実施していること
  - 団体の規約等があり、独立した運営をしていること
- 【事業実施期間】  
令和3年5月1日～令和4年3月31日までに実施する事業
- 【補助金額】上限15万円

### 【2】ミニデイホーム・子育てサロン等対象

- 【対象団体】
- 市内を活動拠点としている住民主体によるミニデイホーム・子育てサロン
  - 社協会員(年額1,000円以上)に加入していること
  - 社協に団体情報を登録し、広く市民に活動内容を公開できること
- 【事業実施期間】  
令和3年4月1日～4年3月31日までに実施する事業
- 【補助金額】上限15万円
- 【ミニデイホーム・子育てサロンとは?】  
市民が主体となり、日中孤立しがちな一人暮らし高齢者や障がい者、乳幼児を抱える親などを対象に、趣味・健康・交流活動を通じて顔の見える関係を創り、お互いの思いやりが循環する、「地域に開かれた継続的な集いの場」です。
- 新規立ち上げの相談と、補助金については、別途ご相談ください。

### 【3】新型コロナウイルス感染防止補助金

- 【対象事業】
- 新型コロナウイルス感染症を防止しながらボランティア等活動を継続するために必要な消毒用アルコールなどの消耗品、空気清浄機やサーキュレーターなどの購入費用もしくは消耗品の現物
- 【対象団体】
- 過去1年以上の活動実績があり、令和3年度の活動予定があること
  - 原則として所属しているメンバーが5名以上で構成されること
  - 公的制度の活動ではなく、市民や民間主導で進められる活動を実施していること
  - 団体の規約等があり、独立した運営をしていること  
※【1】【2】の補助金と重複申請が可能です。
- 【事業実施期間】令和3年4月1日～7月31日
- 【補助金額】総額25万円  
1団体上限5千円～1万円で、申請の団体数により変動

【問い合わせ】地域福祉担当 ☎042-475-0739 📠042-476-4545

## 地域で子育てを支えたい 東久留米市 ファミリー・サポート・センター

本事業は地域での子育て支援を目的とした市の事業で、お子さんを預けたい方・協力したい方からなる有償の相互援助活動です。近くの会員同士を紹介し、お子さんのお預かりや送迎をお手伝いします。

- ◆ご依頼の理由はさまざまです
- \*ちょっとした用事やリフレッシュのためのお預かり
  - \*保育園や学童のお迎えとお預かりなど

自分の習い事のために時々預かってもらっています。住んでいる地域で知り合いが増え、子どもを見守ってもらえるのは心強いです

自分の空いた時間にお手伝いしています。お預かりしたお子さんと過ごす時間は楽しいです!

◆ご利用の料金

平日 (月～土曜日)	午前9時～午後5時	1時間あたり 700円
	それ以外の時間帯	1時間あたり 900円
日曜日・祝日・ 年末年始	終日	1時間あたり 900円

- ◆事業説明会  
事業説明会は事前予約制です。  
電話でお申し込みください。(利用者・協力者合同)  
★日程は4面社協行事カレンダーをご覧ください。

サポート会員・随時募集中

少しの時間でも活動できます。  
地域の「子育てお助け隊」としてぜひご協力ください。

【申し込み・問い合わせ】 ☎042-475-3294

## 社協会員同士の「ふれあいサービス」 協力会員募集!

シズエさん(南沢在住)が東久留米に引っ越して来たのは、2年前のこと。  
「できることをお手伝いしたい。それから、市内のことをよく知りたいです」とふれあいサービスの協力会員として、家事のお手伝いを始めました。

毎週1時間、おひとり暮らしの高齢者のお買い物と、すぐそばにお身内が住んでいるため介護保険で家事援助が利用できない方のお部屋の掃除の手伝いをしています。

ふれあいサービス(有償家事援助事業)は、「困ったときはお互い様」という趣旨で行う会員相互の助け合い活動です。家事等のお手伝いができる方(協力会員)を募集しています。週1回1時間など、手の空いた時間で地域福祉の活動にご協力ください。

- ◆条件 18歳以上で心身ともに健康で当事業の趣旨に賛同する方。
- ◆内容 高齢や障がい、病後の方や産前産後の方のお宅での家事援助で、提供できる内容を選んで登録します。食事の支度、衣服等の洗濯・つくり、住居の掃除・整理、生活用品の買物、お話し相手・朗読・代筆、外出・通院付き添い、産前産後の家事援助、その他。
- ◆年会費 登録時に社協年会費が必要です。(正会員1,000円以上)
- ◆協力会員登録の流れ  
まずは、電話で資料請求をしてください。郵送資料をご確認の上、電話にてご相談と詳細説明(15分～20分程度)、登録手続きの来所日を予約します。
- ◆謝金  
平日 月曜日から土曜日 午前9時～午後5時 1時間あたり 800円  
時間外 その他(年末年始含む) 1時間あたり 1,000円
- ◆その他 新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い、緊急事態宣言の期間は活動を中止することがあります。

【問い合わせ】ふれあいサービス ☎042-473-0294

## 市内在住の交通・労務災害遺児の方へ ～進級祝い金・入学準備金を差上げます～

1 「進級祝い金」

対象：令和3年4月に進級する 小学校／新2,3,4,5,6年の児童 中学校／新2,3年の生徒	1人1万円
--	-------

2 「入学準備金」

対象：令和3年4月に小・中学校、高等学校(技能修得を目的とし、就学期間が1年以上の各種学校を含む)へ入学する児童・生徒

	小学校	中学校	高等学校等
金額	4万8千円	5万4千円	12万円

【問い合わせ】総務担当 ☎042-471-0294

## 社協の市民相談 ご予約はお電話で ☎042-479-0294 平日午前9時～午後5時

相談内容/対象者	相談日(相談員)	予約開始日	時間/会場
毎月第2日曜日の 弁護士による 無料法律相談	2月14日	予約受付中	【時間】午後2時～4時40分 (1組40分)
	3月14日	※締切日： 相談日の 前の木曜日	【会場】 中央町地区センター 会議室(中央町6-1-1)
	4月11日		
	5月9日		
毎月第4水曜日の 専門職による 成年後見制度 無料専門相談	2月24日(司法書士)	随時受付、 締め切りは相談日 の1週間前	【時間】午後2時～4時 (1組60分)
	3月24日(社会福祉士)		【会場】 社会福祉協議会 会議室
	4月28日(司法書士)		
	5月26日(社会福祉士)		

○ボランティア活動などの相談 ☎042-475-0739 ○成年後見制度の説明、申立て手続きの相談 ☎042-479-0294  
○教育費用貸付制度の相談 ☎042-420-9294 その他、様々な福祉相談を受けています。くわしくはお問い合わせください。

## 判断能力が低下した時の支援制度

成年後見制度推進機関では、地域に暮らす誰もがその人らしい生活を送れるように、福祉サービスの利用や契約、財産管理など、支援制度の相談と利用に向けてのお手伝いをしています。

社協の市民相談で、専門職の相談員と相談ができます(要予約)。また、社協職員がそれぞれの暮らしに合わせて、制度のメリットやデメリットを含めた説明をしています。お気軽にご相談ください。

- 将来のことに備えたい 任意後見制度  
将来、判断能力が不十分になった場合に備えて、「誰に」「どのような支援をしてもらうか」をあらかじめ公正証書で決めておく制度です。
- 今すぐ手伝いが必要 法定後見制度  
認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分ではない方について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、法律的に支援する制度です。本人の判断能力に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3つの類型があり、家庭裁判所によって、援助者として成年後見人等が選ばれます。

■成年後見までは必要ないけれど手伝いが必要 地域福祉権利擁護事業

ものわずれや、各種の手続きが難しくなってきたご本人と契約し、福祉サービスの利用を手伝います。希望に合わせて日常金銭管理と書類等の預かりサービスも利用できます。

【問い合わせ】  
成年後見制度推進機関 地域福祉権利擁護事業担当  
☎042-479-0294 ☎042-479-6294  
📠042-476-4545

生活支援員とは?  
地域で生活している判断能力に不安のある高齢者や障がいのある方のお手伝い、見守りをする人たちです。



私たちがお手伝いする生活支援員です。現在38名が登録し活動しています。